

全教栃木 教育新聞

定員割れは昨年度より70人増えて217人！
再募集を実施して定員を満たせ！

	特色選抜	海外特別選抜	一般選抜
定員	2931	-	8782
受検者	5794	30	10688
合格者	3359	23	8581
倍率	1.71倍	1.3倍	1.25倍

高校	学科	定員	定員割れ人数
今市工業	機械	80	1
	電気	40	12
日光明峰	普通	160	79
小山	数理学	40	5
栃木農業	生物工学	40	4
	農業土木	40	6
足利	普通	200	21
真岡北陵	総合ビジネス	40	3
	教養福祉	30	1
馬頭	普通	120	47
	水産	25	2
黒羽	普通	160	9
	建設工学	40	4
那須清峰	電気	40	4
	電子機械	40	3
	情報技術	40	3
那須	普通	120	6
	リゾート観光	40	7
2016年度定員割れ人数合計			217
2015年度定員割れ人数合計			139
2014年度定員割れ人数合計			201
2013年度定員割れ人数合計			160

定員割れの人数は高校1校分…

3月11日に県立高校一般選抜の合格発表がありました。一般選抜の受験者数は1万862人、合格者は8581人で倍率は1.25倍という高倍率でした。一方で定員を満たさなかったのは、左の表のように10校18学科、定員割れ人数は217人となりました。2015年度の入試の定員割れは139人で、前年度より62人も減少させたのに、2016年度はまた増やす結果となり、この4年間で定員割れ人数は最大の217人となってしまいました。この人数は高校1校分の生徒数であり、この定員割れを看過していることはもはや許されないことだと思えます。栃木でも他県のように再募集を実施すべきです。

高校では切磋琢磨が必要？

私たちは毎年高校でも少人数学級とするよう県教委に求めています。10月の折衝で県教委は、「高校ではお互いが切磋琢磨できること、学校行事などの実施などの観点から1学級40人が適正であると考えている」と回答しています。この回答どおりとするなら、すべての学校で40人学級は実現されるべきです。毎年のように定員割れとなっている高校については、例外扱いとでもしているのでしょうか。

昨年もこの問題について書きましたが、

全栃木教職員組合（全教栃木） 全日本教職員組合（全教）に加盟しています。
〒321-0138 宇都宮市兵庫塚3-10-30 TEL 028-653-0353 FAX 028-653-1579
http://www.zenkyotcg.org E-mail info@zenkyotcg.org

昨年定員割れが少なくなった要因として、高校の校長自ら中学校を足繁く訪問して、生徒の募集にあたったことを指摘しました。今回の入試についても、校長の中学校訪問は継続されました。にもかかわらず、昨年よりも増やしてしまいました。これまでの手法で定員を確保することは困難になってきたと県教委も認識すべきです。

加えて、経済的なことといえば、年間の授業料は11万8000円。この金額に定員割れした人数の217人をかけると約2580万円になります。予算が伴う私たちの要求には、いつも財政難として拒否している県教委ですが、その財政難を少しでも克服するためにも、定員は充足すべきです。

定員を超えて合格

一方で、右上の表のように、1.5倍を超えるような高校・学科では定員を超えて合格させています。宇都宮中央女子高の総合家庭科や宇都宮白楊高、宇都宮工業高は毎年高倍率になっています。また、宇都宮市内の高校は総じて高倍率となっています。このような状況も、中学生の希望が毎年連続しているだけと考えるだけでよいのでしょうか。

一つの解決策として、高倍率になっている高校には「総合選択制」を導入してはどうでしょうか。現行の各科の定員をさらに

高校	学科	一般選抜定員	受検者数	合格者数	倍率※	定員を超えた合格者
宇都宮北	普通	270	409	271	1.51	1
宇都宮中央女	総合家庭	32	52	33	1.58	1
宇都宮白楊	農業経営	26	47	27	1.74	1
	生物工学	26	45	27	1.67	1
	食品科学	26	48	27	1.78	1
	農業工学	26	59	27	2.19	1
	情報技術	26	51	27	1.89	1
	流通経済	26	52	27	1.93	1
	服飾デザイン	26	46	27	1.7	1
宇都宮工業	電気情報システム	60	91	61	1.49	1
	建築デザイン	30	66	31	2.13	1
	環境建設システム	60	99	61	1.62	1
鹿沼南	環境緑地	30	48	31	1.55	1
	ライフデザイン	30	46	31	1.48	1
壬生	普通	112	171	113	1.51	1
佐野松桜	家政	26	45	27	1.67	1
真岡北陵	農業機械	30	48	31	1.55	1
真岡工業	機械	26	43	27	1.59	1
定員を超えた合格者数						18

※倍率は県教委資料から。受検者数÷合格者数の倍率とは一致しません。

1学級増やすことは困難であると思えます。ならば、学科横断的に総合選択制として、学校全体の定員を1～2学級増やせば、倍率を低くすることは可能です。要は子どもたちの学びたいという希望をどうやって実現させるか、それが教育行政の重要な責務であると思えます。

栃木県だから…

「栃木県だから…」と教育現場ではよく聞かれます。高校の再募集をやらない、市町村立の高校がないなど、関東地方では栃木県だけです。これらの制度を他の自治体が見習うのならば誇れることですが、他の自治体がついてこないとしたら、すぐに改めるべきです。私たちも教育の当事者として、声を出す責務があると思えます。

高校入試の改善に向け、私たちは今後も継続して取り組んでいきます。

教育条件の改善を求めて議会に陳情

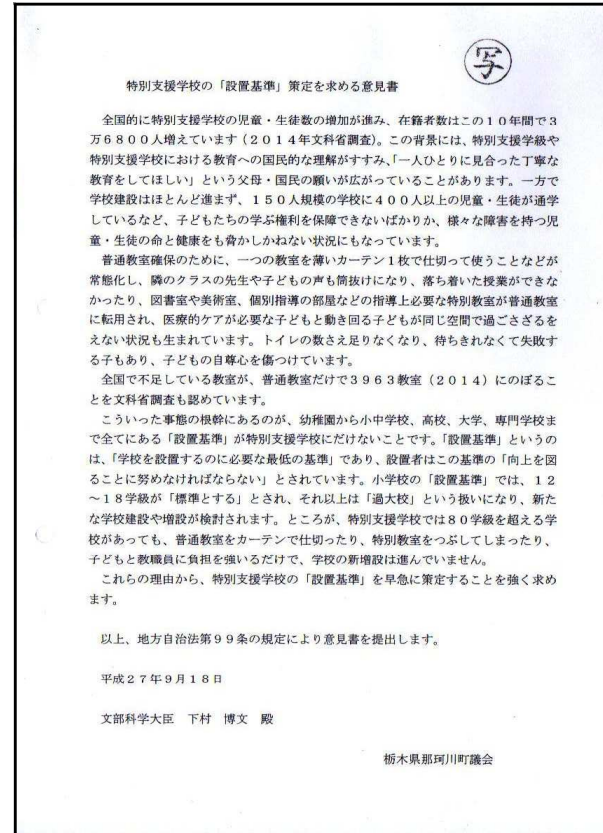
35人以下学級	特別支援学校設置基準	給付制奨学金
小山市	栃木市	栃木市
栃木市	下野市	下野市
下野市	益子町	益子町
那須塩原市	高根沢町	高根沢町
益子町	那珂川町	那珂川町
芳賀町	-	-
高根沢町	-	-

全栃木教職員組合は教育条件の改善を求めて今年度、「『国の責任による35人以下学級の前進』を求める陳情」、「国の教育予算を増やして『高校無償化』を復活し、給付制奨学金の確立を求める陳情」、「『大学生への給付制奨学金創設』を求める陳情」、「特別支援学校の『設置基準』策定を国に求める陳情」の4つの陳情を県及び県内全市町議会を提出しました。この取り組みは全日本教職員組合が加盟組織に提起したものです。

この陳情については、上の表の議会が陳情を採択して、国への意見書を提出してくれました。県議会や他市町議会のほとんどが、残念ながら不採択としましたが、市貝町議会は「議長預かり」として、審議の対象にさえませんでした。

特別支援学校にも「設置基準」を！

右上の意見書は那珂川町議会が文科大臣に提出した「特別支援学校の『設置基準』策定を求める意見書」(写)です。特別支援学校には他の学校に策定されている「設置基準」がありません。そのため、意見書でも指摘しているような、教室不足が全国で広がってしまっているの



です。

私たちはこの問題について、県教委交渉でも改善を求めました。私たちの要求について、中田誠県特別支援教育室長は「今ある施設で対応が困難な学校については、環境改善のための手立てを行ってきている。これまでに富屋特別支援学校の鹿沼分校の設置や、那須特別支援学校の小中学部棟を新設してきた。また、来年度開校される高等特別支援学校の定員は80名なので、3年後には240名の生徒が通学することになり、今ある特別支援学校高等部の教育環境改善にもつながると考えている。空いた高等部の教室を小中学部で使用していきたい」と回答しています。

教え子を再び戦場に送らない

30人学級を実現させよう 教職員評価の昇給等へのリンク反対 教員免許更新制を廃止させよう パワーハラスメント・長時間過密労働をなくそう

サービスの宣誓を行わせる校長の憲法感覚は？

私たち公務員は「任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の前で、別記様式による宣誓書に署名しこれを朗読してからでなければ、その職務を行つてはならない」と「職員のサービスの宣誓に関する条例」で定められています。宣誓の内容は以下のとおりです。

私は、日本国憲法を尊重し、教育基本法の精神に即した教育を実施すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として職務上の秩序を守り誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

本来この宣誓は国民(住民)に対して行うべきだとは思いますが、その代行者として任命権者、私たちの場合には校長に対して行っているわけです。しかし、「誓った相手が憲法をよく理解していなかった」なんてことは、あってはならないことです。

信教の自由を理解している？

憲法第20条は信教の自由を保障しています。そして第3項では「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」と規定しているとおり、公立学校では「いかなる宗教的行為」もしてはいけません。

にもかかわらず、プール開きを神式に則って行い、それをホームページに掲載している学校まであります。そのような憲法理解しかしていないで管理職になり、そんな管理職に対してサービスの宣誓を行う…、茶番と言うしかありません。管理職試験に憲法にかかわる問題がなくても、これくらいのことは理解しておくべきです。

働く条件は憲法第27条

労働基準法の根拠は憲法第27条です。第2項で「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」と規定しています。だから、労働基準法に違反することも、憲法に違反することにほかならないのです。

例えば、労働基準法第34条は休憩時間について、以下のように規定しています。「使用者は、労働時間が六時間を超える場合においては少くとも四十五分〔略〕の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。」「2 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。〔略〕」、「3 使用者は、第一項の休憩時間を自由に利用させなければならない。」と。また、この規定に違反すると「6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処す」と第119条で規定しています。刑事罰がある規定なのです。みなさんが勤務している学校では、この条文通りの休憩時間になっていますか。行事等の計画にあたって、安易に休憩時間を削ったりしていませんか。憲法同様、管理職試験で問われることがなくても、人を使う身になったら労働基準法はきちんと学ぶべきでしょう。

同じ教育活動を行う私立学校では、法人や校長は労働基準監督署の監督の対象になっています。法に違反する実態があれば是正指導の対象になり、繰り返せば逮捕され、裁判にかけられます。私立学校並みの緊張感をもって、管理職は「所属職員を監督」してほしいものです。